

マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた  
成功事例の収集・分析等を行う事業を実施する者の公募についての公示

平成27年3月3日

国土交通省住宅局長 橋本 公博

次のとおり、マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた成功事例の収集・分析等を行う事業を実施する者の公募について公示します。

本事業は、平成27年度予算によるものであり、平成27年度予算成立等が事業実施の条件となります。また、予算等の成立状況によっては、特定が遅れること等もありますので、ご留意ください。

## 1. 事業概要

(1) 事業名 マンション管理適正化・再生推進事業に当たっての課題の解決に向けた成功事例の収集・分析等を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた成功事例の収集・分析等を行う事業を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、マンション管理適正化・再生推進事業の成功事例の収集・分析等の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

①マンション管理適正化・再生推進事業に関し、採択された事業の成功事例の収集、分析等に関する業務

②平成27年度マンション管理適正化・再生推進事業の事業報告書の作成に関する業務

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成27年4月上旬 ～ 平成28年3月26日

## 2. 補助対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・マンション管理組合の活動を支援する法人等と直接的な利害関係がないこと。
- ・業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- ・成功事例の収集、分析等を行い得る組織を備えた体制であること。
- ・事業報告書の作成に関する実績及び体制を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

- ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局市街地建築課 マンション政策室 金子  
電話 03-5253-8111(内線39684) ファクシミリ 03-5253-1631  
電子メール kaneko-f8312@mlit.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成27年3月3日から平成27年3月23日まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行い、手交、E-mailにより交付。

#### (3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成27年3月23日 18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は4部、電送又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）  
「Just System 一太郎2009」「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Adobe Acrobat ReaderXI」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。応募書類は、お返ししませんので、その旨予めご了承ください。
- (7) 詳細は説明書による。